

第1 実務解説

1 はじめに

Q 1 子の引渡しを求める手続・方法には、どのようなものがありますか。

A 子の引渡しを求める手続・方法としては、家事審判、人事訴訟、人身保護請求、民事訴訟および刑事手続があります。かつては、人身保護請求が広く利用されていましたが、現在は、家事審判を積極的に利用すべきものとされています。

1 子の引渡しを求める手続・方法

実務上、子の引渡しを求める手続・方法として利用されているものには、次のものがあります。

① 家事審判

家事審判法に基づいて、子の監護の指定、その他子の監護に関する処分として、子の引渡しを請求することができます（民766①、家審9①乙四）。これを本案とする審判前の保全処分の申立ても可能です（家審規15の3）。

② 人事訴訟

人事訴訟法に基づいて、離婚訴訟等の附帯請求（子の監護に関する処分）として子の引渡しを請求することができます（人訴32①②）。これを本案とする保全処分の申立ても可能です（人訴30①）。

③ 人身保護請求

人身保護法に基づいて、子の引渡しを請求することができます(人保2)。

④ 民事訴訟

民法上明文の規定はありませんが、親権または監護権に基づく妨害排除請求として、子の引渡しを請求することができます(最判昭35・3・15民集14・3・430など)。

⑤ 刑事手続

子の連れ去りが略取行為と評価できる場合(最判平17・12・6家月58・4・59など)には、告訴等による刑事司法の介入(行為者の身体拘束または警察官による説得など)により、子を取り戻すことができる場合があります。

2 手続の選択

上記いずれの手続・方法で子の引渡しを求めるかについては、明文の規定で家事審判によることが明らかな場合があるほか、子の引渡しをめぐる紛争の類型に応じて選択することになります。

最高裁平成5年10月19日判決(民集47・8・5099)において人身保護請求の適用範囲が限定的なものと明示されるなど、近時、父母間における子の引渡しをめぐる紛争への家庭裁判所の積極的な関与が求められていることもあって、実務上、家事審判(審判前の保全処分)の対象となる紛争の類型をできる限り広く解釈する傾向が見られます。

父母間における子の引渡しをめぐる争いでは、子の福祉の観点からのデリケートな判断が求められるところ、その判断には、家庭裁判所の調査官や医務室技官という科学的調査機構や人間関係諸科学等の専門的知見の活用が不可欠です(上記最高裁判決における可部恒雄裁判官の補足意見参照)。

2 家事審判法に基づく子の引渡し

Q₂ 子の引渡しを求める審判を申し立てるには、どうしたらよいですか。

A 子の父母などの申立権者が、子の住所地を管轄する家庭裁判所に、当事者および子の各戸籍謄本を添えて申し立てます。

申立手続

(1) 申立権者

子の父または母が申立権者であることに異論はありません。

父母以外の事実上の監護者に子の引渡審判の申立権が認められるかについては見解が分かれています。祖父母など子の親族や事実上の監護者にも、子の監護に関する処分(民766)の制度趣旨から、子の引渡審判の申立権を認める見解が有力です。

なお、子の監護権者指定の審判前の保全処分に関するものとして、福岡高裁平成14年9月13日決定(家月55・2・163)は、子の事実上の監護者である祖母から父母を相手方とする審判前の保全処分(子の監護者の仮指定)の申立てを認めています。

ここでは、子の一人について、度重なる両親の暴力を伴った紛争、父親による性的虐待が加えられている可能性が高いことなど、親権の行使が子の福祉を害すると認めるべき蓋然性があるとして、監護者を仮に抗告人である子の祖母と定めて仮の引渡しを命じています。

(2) 管 轄

子の住所地を管轄する家庭裁判所に対して子の引渡審判を申し立て

ることができます（家審規52①）。子が数人ある場合は、その一人の子の住所地の家庭裁判所に対して申し立てることができます（家審規52②）。

なお、審判ではなく、調停を申し立てる場合は、相手方の住所地の家庭裁判所または当事者が合意で定める家庭裁判所に対して子の引渡調停を申し立てることになります（家審規129①）。

（3） 申立費用

申立手数料は、子一人につき、収入印紙1,200円（民訴費3①・別表1⑮の2）です。そのほか、裁判所から指定される額面・枚数の郵便切手を予納する必要があります。

（4） 申立書

ア 申立ての趣旨

申立ての趣旨は、申立てを認容する審判の主文に対応する文言を記載します。

子の引渡しを認容する審判の主文については、子の引渡しの強制執行の方法をめぐって裁判例や学説が分かれていることから、実務上、申立ての趣旨の記載としても、「相手方は、申立人に対し、〇〇を引き渡せ。」「相手方は、申立人が〇〇を引き取ることを妨害してはならない。」の、いずれの文言でも差し支えないとされています（梶村太市ほか「子の引渡し保全処分事件の処理をめぐる諸問題」家月47巻7号25頁）。

イ 申立ての実情

非訟事件的性格を持つ家事審判事件においては、民事訴訟における請求原因事実のように、紛争に応じて記載を定型化することは困難です。これは、子の引渡審判事件についても異なりません。

もっとも、子の引渡しの申立ての実情として、少なくとも①当事者の身分上の関係、②子の監護状況、③相手方が子を監護するに至った事情は、子の引渡審判の判断材料として特に重要と考えられますから、

必ず記載すべきです。

(5) 添付書類

申立人の申立権ないし適格の証拠書類（家審規2）として、申立て時に、申立人、相手方および引渡しの対象となる子の戸籍謄本を各1通提出します。子と当事者の一方または双方が同一戸籍の場合は、併せて1通で足ります。

第 2 事例解説

【事例 1】 子の引渡しを求める審判の申立てを認容した事例（後掲【事例 2】の審判前の保全処分事件の本案）

（東京高決平15・1・20家月56・4・127）

判断のポイント

子の引渡しの審判を認容する判断要素・基準

事案の概要

当事者		身 分	年 齢	現在の状況
抗 告 人	X	父	不明	Yとの別居後、A、B、Cの生活を優先して仕事の時間を調整。親族の協力も得て、子らの養育監護に当たっている。
相 手 方	Y	母	不明	A、B、Cの引渡しの審判申立て。
事件本人	A	長男	14歳	Xと同居。Yとの別居後も特に目立った変化はなく、現在、概して健康状態は良好であり、日常生活および学校生活とも特に問題なく、父のもとで一応安定した生活を送っている。

B	二男	11歳	同上
C	長女	9歳	同上。なお、Yとの別居後、一時情緒不安定となった時期がある(ただし、すぐに回復)。

XとYは、婚姻後3人の子をもうけたが円満を欠き、平成12年10月、Yは離婚を決意して、いったん、子らをXのもとに置いたまま単身別居した。Xは、Yから預かった協議離婚届（親権者欄および証人欄が空欄のままのもの）に、子らの親権者をXとする旨の記載をして届け出たため、Yは、離婚無効確認等請求の訴えを起こし、子らの親権者をYと定めること等を求めている。

Xは、別居後、いったんはYが子らと暫定的な面接交渉をすることを認めることを提案したものの、Yが子らを引き取る旨主張して、これを拒否したため、Xは面接交渉の実施を拒むようになったという経緯がある。

Yは、平成13年5月、子らの引渡しを求める審判の申立て（本案）をし、平成14年5月、子の引渡しの審判前の保全処分を申し立てた。

裁判所の判断

<棄却（許可抗告）>

〔中略〕戸籍の上では、XとYの協議離婚が成立しており、Xが事件本人らの親権者とされており、Yは非親権者であるが、協議離婚の成立自体に疑義がある上、少なくとも事件本人らの親権者の指定については、協議離婚届提出前に両者の間で協議が調うに至っていたとは認め難く、事件本人らの親権については、未だXとYが共同してこれを行行使する状態にあるものと見る余地が十分あるというべきである。

そこで、XとYのいずれが事件本人らを監護するのが事件本人らの

福祉に合致するかについて検討する。

〔中略〕前提事実によれば、双方とも事件本人らに対する愛情、監護に対する意欲は十分であり、その監護態勢は、住環境の面ではXの住居が優るといえるものの、養育監護能力や経済的な面ともに大差はなく、また、事件本人らは、現在、Xの下で一応安定した生活を送っていることが認められる。

そこで、Xは、事件本人らの現在の養育監護状況に特に問題がない以上、事件本人らの福祉のためには、監護の継続性を尊重し、現状を維持すべきである旨主張する。

しかしながら、出生時から別居するに至るまで事件本人らを主として養育監護してきたのは専業主婦であったYであり、別居後2年余りが経過していることを考慮しても、事件本人らとYとの精神的結びつきや母親への思慕の念はなお強いものがあり、事件本人B及び同Cは、Yの下で生活したい旨の意向を明確に示している。事件本人Aは、態度を明確にしていないものの、必ずしも現状に満足しているわけではないし、母親を慕う気持ちに変わりはないと推測される。

これに対し、Xは、事件本人らはYとの生活を少なくとも現時点では希望していないと主張し、Xと生活することを希望する旨記載した事件本人らのY宛ての手紙を提出する。

しかし、事件本人らとしては、両親が激しく対立する中で父親から母親の下で生活することを希望するかと尋ねられれば、父親に対する配慮もあって、自分の本心を素直に表現することは事実上困難であり、事件本人らの上記手紙は、その文面からも、事件本人らの真意を表したものと直ちに認め難いと言わざるを得ない。したがって、Xの主張は採用することができない（Xが事件本人らに対してYの下へ引越したいかどうかを尋ね、上記手紙を書かせたのは、事件本人らを自ら養育したいと強く望む余り、事件本人らの心情への配慮を欠くもの

であり、子の福祉の観点からも決して望ましいことではない。)

本件記録によれば、事件本人らは、XがYに対して暴力を振るったことを目撃し、恐かったことを記憶しており、事件本人B及び同Cは、Xに対する違和感を払拭できないでいることが認められる。

そして、Xが別居後まもなく〇〇を同居させたことについて、Xは、事件本人らの母親代わりの女性が必要であると考えたことによるものであり、短期間で解消したから問題はない旨主張するが、上記経緯に照らし、事件本人らの心情に対する配慮に欠けているというほかない。

子は、父母双方と交流することにより人格的に成長していくのであるから、子にとっては、婚姻関係が破綻して父母が別居した後も、父母双方との交流を維持することができる監護環境が望ましいことは明らかである。

しかし、Xは、〔中略〕原審審判期日に合意したYと事件本人らとの月1回の面接交渉の実施に対して非協力的な態度をとっている。これについてXは、事件本人らの都合ないし希望によるものである旨主張するが、事件本人らがXに気兼ねして本心を表明することができない心情に対する配慮に欠けるものである。

そして、本件記録によれば、Xが合意に反して面接交渉の実施に非協力的な態度をとり続けるため、合意に基づいて面接交渉の実施を求めるYとの間で日程の調整をめぐる頻繁に紛争が生じ、そのためXとYの対立が更に悪化するという事態に陥っており、Xのこのような態度が早期に改善される見込みは少ないことが認められる。

このような父母の状況がAらの情緒の安定に影響を及ぼし、XとYの対立に巻き込まれ、両者の板挟みになって両親に対する忠誠心の葛藤から情緒的安定を失い、その円満な人格形成及び心身の健全な発達に悪影響を及ぼすことが懸念される（Aが、面接交渉をめぐるXとYの対立に巻き込まれて、精神的なストレスが高まったことから、じん

ましんと嘔吐の症状が出たことは、その表れと見られる。)。これに加えて、Aは中学2年生、Bは小学校5年生、Cは小学校3年生であり、いずれも人格形成にとって重要な時期にあることを考慮する必要がある。

そうすると、Xとの面接交渉について柔軟に対応する意向を示しているYに監護させ、Xに面接交渉させることにより、Aらの精神的負担を軽減し、父母双方との交流ができる監護環境を整え、もってAらの情緒の安定、心身の健全な発達を図ることが望ましいというべきである。」

コメント

1 子の引渡審判において考慮される諸要素

子の引渡しを求める審判においては、父母の諸事情や子の事情を総合的に比較衡量して、将来に向けて父母のいずれに子を監護させるのが子の福祉にかなうかが実質的に判断される。

比較される父母側の事情としては、①監護能力（年齢や健康状態、異常な性格ではないこと）、②精神的・経済的家庭環境（資産・収入・職業・住居・生活態度）、③居住環境、④教育環境、⑤子に対する愛情の度合い、⑥従来監護状況、⑦親族の援助などが挙げられる。

また、考慮される子の側の事情としては、①従来環境への適応状況、環境の変化への適応性、②子の年齢、③性別、④心身の発育状況、⑤兄弟姉妹との関係、⑥子自身の意向などが挙げられている（中山直子「子の引渡しの判断基準」判タ1100号182頁）。

2 上記諸要素の比較衡量

上記諸要素の比較衡量に当たっては、①監護者としての適格性・養育環境、②子の意思の尊重、③監護の継続性（現状尊重の原則）、④母

親（母性）優先の原則、⑤兄弟姉妹の不分離など、子の情緒の安定を重視する様々な原則や基準が取り入れられている。

3 本事例における判断

(1) 監護の継続性（現状尊重の原則）

監護の継続性は、子の奪取時から現在までの継続性にとどまらず、子の出生時から現在までの生育歴を全体的にみて判断される。

本事例においても、「出生時から別居するに至るまでA、B、Cを主として養育監護してきたのは専業主婦であったYであり、別居後2年余りが経過していることを考慮しても、A、B、CとYとの精神的結びつきや母親への思慕の念はなお強い」として、子の奪取時から判断時点までの継続性よりも、子の出生時から別居するまでのYによる長期間の監護実績を重視している。

(2) 子の意思の尊重

15歳未満であっても、意思能力があると認められるおおむね満10歳以上の子の意思は、できる限り尊重すべきとされている。

本事例においても、A（14歳）、B（11歳）、C（9歳）の意思について、「B及びCは、Yの下で生活したい旨の意向を明確に示している。Aは、態度を明確にしていないものの、必ずしも現状に満足しているわけではないし、母親を慕う気持ちに変わりはないと推測される」として、A、B、Cの意思を尊重している。

(3) 面接交渉の寛容性

近時、他方の親をどれほど信頼して寛容になれるか、子の面接交渉を認めるかという「寛容性のテスト」が、判断基準の一つとして提唱されている（清水節『判例先例親族法Ⅲ親権』120頁（日本加除出版、平12））。

本事例においても、「Xとの面接交渉について柔軟に対応する意向を示しているYに監護させ、Xに面接交渉させることにより、Aらの

精神的負担を軽減し、父母双方との交流ができる監護環境を整え、もってAらの情緒の安定、心身の健全な発達を図ることが望ましいというべき」として、寛容性を監護者としての適格性の一要素として判断している。

4 子の引渡しの判断

子の引渡しの判断は、子の福祉の観点から、子の親権者ないし監護権者の指定・変更の判断と共通するものである以上、正当な親権ないし監護権の所在も十分尊重されるべきことについては異論がないところである。

したがって、共同親権者である夫婦の一方が他方に対して子の引渡しを求める場合と、親権者・監護権者が非親権者・非監護権者に子の引渡しを求める場合とでは、認容の判断基準が異なることは合理的であると考えられる。

(1) 親権者・監護権者が非親権者・非監護権者に子の引渡しを求める場合

この場合について、親権者等の申立てが子の福祉に反することの明らかな場合等の特段の事情が認められない限り、当該申立てを正当として認容すべきであるとする裁判例（東京高決平15・3・12家月55・8・54）がある。

「親権者等の申立てが子の福祉に反することの明らかな場合等の特段の事情」としては、子を申立人である親権者・監護権者に引き渡すよりも、非親権者・非監護権者である相手方による監護を継続させた方が子の利益に適合し、しかもその両者間において利益の程度にかなり有意的な差がある場合、すなわち、非親権者等から親権者ないし監護権者を自己に変更すべき旨の申立てがあればそれが認容される事情が考えられる。

(2) 共同親権者である夫婦の一方が他方に子の引渡しを求める場合
この場合、現監護者も親権に基づいて子を監護している以上、子を
申立人に監護させた場合に得られる利益が、子を現監護者に監護させ
た場合に得られる利益よりわずかでも大きいということだけでは足り
ないとして、それぞれの監護により得られる利益の大きさ相互間に、
ある程度有意な差異があることを要するとされている（最高裁判所事務
総局家庭局「平成7年度家事事件担当裁判官協議会における協議結果の概要」家
月48巻11号21頁）。

参考判例

○大阪高決平12・4・19家月53・1・82

6 養育費の履行の確保

Q 30 養育費が支払われない場合の強制方法には、どのようなものがありますか。

A 家事審判法上の制度である履行勧告、履行命令、寄託、審判前の保全処分と民事執行法上の強制執行があります。強制執行については、平成16年法律152号による改正で間接強制も認められるようになりました。

また、養育費に関する差押えについては、将来債権についての差押えや差押禁止の範囲の縮小も認められています。

1 家事審判法上の制度

家事審判法には、履行勧告（家審15の5・25の2）、履行命令（家審15の6・25の2）、寄託（家審15の7・25の2）の3種の履行確保制度が規定されています。また、審判前の保全処分も認められています（家審規52の2）。

以下、それぞれの制度について説明をします。

(1) 履行勧告

家庭裁判所は、権利者の申出により、審判や調停で定められた義務の履行状況を調査し、相当と認めた場合には、義務者に対して、その義務の履行を勧告することができます（家審15の5・25の2）。また、離婚訴訟の附帯処分についての判決や、和解において定められた義務についても履行勧告が認められています（人訴38）。

なお、履行勧告の対象とされる義務は、金銭支払等の財産上の給付義務に限定されず、その他一切の作為・不作為の義務について認めら

れます。

履行勧告は、職権によることは許されず、権利者の「申出」により開始されます。申出の方式について特に定めはなく、電話での申出も許されます。手数料は不要であり、履行勧告に要する費用は、通達により、すべて国庫が負担することとされています。

履行状況の「調査」については、家庭裁判所は調査官に命じて行わせることができます(家審規143の4)。その方式についての定めはなく、書面による照会や審問等、適宜の方法により、調査が行われます。

調査の結果、家事審判官が相当と認めるときは、裁判所は義務者に対し、履行を勧告することができます。履行勧告についての方式の定めはなく、口頭または書面によって行われます。

(2) 履行命令

家庭裁判所は、審判や調停で定められた金銭の支払その他の財産上の給付を目的とする義務につき、義務者が履行を怠った場合、相当と認めるときは、権利者の申立てにより、義務者に対して、相当の期限を定めてその義務の履行をなすべきことを命ずることができます(家審15の6・25の2)。離婚訴訟の附帯処分に関する判決や、和解で定められた義務についても履行命令が認められています(人訴39)。履行命令に執行力はありませんが、義務者が正当な事由なく履行命令に従わない場合は、10万円以下の過料に処されます(家審28①、人訴39④)。

履行命令は、権利者の申立てによって行われます。申立ては、書面または口頭ですることができますが、口頭である場合は裁判所書記官の面前でしなければならない(家審規3)、履行勧告の申出と異なり、電話ですることはできません。申立てには500円の手数料を要します(民訴費3①・別表第1⑭ホ)。

履行命令は書面により発令されます(家審規16①)。

履行命令においては、履行期限が定められますが、かかる期限は本

来の履行期限を猶予するものではありません。

家庭裁判所は、履行命令をする際には、義務者の陳述を聴かなければならないとされています（家審規143の6、人訴39②）。これは、過料の制裁を伴うものである以上、慎重な手続によるべきとの配慮に基づきます。また、調査官による調査が行われる場合もあります（家審規7の2）。

家庭裁判所は、義務者が履行を怠った義務の一部についてのみ履行命令をすることもできます（家審規143の7、人訴39①）。履行命令は、不服従の場合には過料の制裁を伴うものであり、義務者の支払能力等に配慮した上で、家事審判官の裁量により適切な範囲で命令をすることが認められているのです。

（3）履行勧告、履行命令の管轄裁判所

履行勧告も履行命令も、原則として、対象となる義務を定める審判、調停、判決、和解をした裁判所が管轄裁判所となり、高等裁判所が抗告審・控訴審の裁判等をした場合には、第一審である家庭裁判所が管轄裁判所となります（家審規143の2・143の5、人訴38①④・39①③）。もっとも、義務者が他の家庭裁判所の管轄地域に居住している等の事情により、適当と認められる場合には、裁判所は、他の裁判所に対し、履行勧告については嘱託を、履行命令の場合は移送をすることが認められています（家審規4・143の3、人訴7・38②・39）。

（4）寄託

家庭裁判所は、審判または調停で定められた金銭の支払を目的とする義務の履行について、義務者の申出があるときは、権利者のために寄託を受けることができます（家審15の7・25の2）。離婚訴訟の附帯処分につき、判決または和解で定められた義務についても寄託が認められます（人訴40）。

寄託は、家事事件においては、調停等が成立した後も感情的なしこりが残り、当事者間で直接金員の授受を行うよりも、第三者である家

庭裁判所を介して事務的に行われるようにする手段を設けることが履行の確保に資するとの趣旨に基づく制度です。弁済供託との違いは、権利者の受領遅滞が要件となっていない点および義務者が寄託によって当然には免責されないという点です。

(5) 審判前の保全処分

審判前の保全処分とは、子の監護に関する審判の申立てがあった場合において、強制執行を保全する等の必要がある場合に、家庭裁判所が命ずる処分をいいます（家審規52の2）。

本案が認容される蓋然性および保全の必要性が認められる場合に認められます。

養育費に関して、主に用いられる審判前の保全処分の類型として、①債権等の仮差押え、②養育費の仮払仮処分（東京高決昭61・10・31家月39・5・29）、③養育費減額請求を本案とする強制執行停止の仮処分（広島高松江支決昭57・3・25家月35・4・79）の三つがあります。

2 民事執行法上の制度

(1) はじめに

養育費等の定期金債権については、通常定期金の額が少額であり、権利者の生計維持に不可欠という特質から、平成15年法律134号による民事執行法改正により、将来給付についても強制執行が認められ、差押禁止範囲が縮小されるなどの規定が設けられました（民執151の2・152③）。また、平成16年法律152号による民事執行法改正により間接強制も認められるようになりました（民執167の15）。

(2) 将来の給付

通常の債権については、確定期限が到来しない限り、強制執行を開始することができません（民執30①）。

しかし、婚姻費用、養育費、扶養料等の定期金債権については、その定期金の額が少額であることが多く、確定期限が到来するたびに反

復して強制執行の手続を取らざるを得ないとすると権利者の手続的負担が過大になります。また、養育費等は権利者の生計維持にとって不可欠なものであり、ある程度金額がまとまってから強制執行をするというのでは意味がありません。

そこで、婚姻費用、養育費、扶養料等の定期金債権については、例外的に、その一部に不履行があるときは、確定期限が到来していない債権（将来給付）についても強制執行を開始することができると思われます（民執151の2）。

将来給付について差押えの対象となるのは、将来弁済期が到来する「給料その他継続的給付に係る債権」です（民執151の2②）。具体的には、給与債権のほか、取締役の役員報酬債権、議員報酬債権、賃料債権等が該当するとされています。

最高裁平成17年12月6日決定（民集59・10・2629）は、病院または診療所が社会保険診療報酬支払基金に対して取得する診療報酬債権につき、民事執行法151条の2の「継続的給付に係る債権に当たる」としています。

（3）差押禁止の範囲の縮小

通常債権については、給与・退職手当等の継続的給付債権のうち4分の3（その額が標準的な世帯の必要生計費を勘案して政令で定める額を超えるときは、政令で定める額に相当する部分）は、差押えが禁止されていますが（民執152①②）、婚姻費用、養育費、扶養料については差押禁止の範囲が縮小され、2分の1まで差し押さえることができます（民執152③）。

（4）間接強制

平成16年法律152号による民事執行法改正により、婚姻費用、養育費、扶養料等の定期金債権については、間接強制が認められました（民執167の15）。間接強制については、後掲Q31を参照してください。

【事例14】 公正証書における期限の利益喪失約定の効力が否定され、「事情の変更」があるとして養育費の減額変更が認められ、養育費減額の申立てが認容された事例

(東京家審平18・6・29年月59・1・103)

判断のポイント

- ① 養育費を減額変更することが必要とされるだけの「事情の変更」が認められるか否か
- ② 養育費に関する期限の利益喪失約定の効力

事案の概要

当事者		身 分	年 齢	現在の状況
抗 告 人	X	父	不明	
相 手 方	Y	母	不明	A、Bを監護。
未成年者	A	長女	14歳	
	B	長男	11歳	

XとYの協議離婚に際して、公正証書が作成され、養育費として子一人当たり月額7万円をXがYに対して支払う旨が定められた。また、上記公正証書においては、Xが養育費の支払を2回以上怠った場合には遅滞分と将来分の養育費の合計額を一括して支払う旨の期限の利益喪失約定が定められた。本件は、XがYに対して、事情の変更があったとして、養育費の減額を請求した事例である。

裁判所の判断**＜全部認容＞****1 養育費減額請求について**

本件養育費約定により合意された二人分の月額養育費の額は、14万円であり、算定表による二人分の標準的な月額養育費の額（約6万円）の2倍以上の額であることが明らかであるから、Xの収入額からみて、これを支払い続けることが相当に困難な額であったというべきであること、現に、Y自身も、「養育費の14万円は臨時出費分も考慮した金額」である旨述べていること、また、本件公正証書作成当時、Xとしては、離婚後も当分の間同居生活を継続できるものと考えていたこと、Xは別居後も両親の援助を得て二人分の養育費として毎月14万円を1年近く支払ってきたが、両親からの援助が実は他人からの借入れによっていたことが後になって判明し、両親からの援助が期待できなくなっただけでなく、X自身が借入金の返済をしなければならなくなったこと、その他、本件公正証書作成の経緯等の諸事情を考慮すると、本件においては、当事者間に、公正証書によってされた本件養育費約定に基づく合意が存在するとはいえ、双方の生活を公平に維持していくためにも、本件養育費約定により合意された養育費の月額を減額変更することが必要とされるだけの事情の変更があるものと認められる。

Xの平成17年分の収入が、本件公正証書作成当時より増収となっていることは事実であるが、他方、Yの収入も増加していること、また、Xの基本給や勤務条件に変更はなく、平成17年の総収入が増えたのは、専ら、支給の有無や額が不確定な賞与収入が増加したことと、Xが休み返上で働いた結果である超過勤務手当が増加したことによるものであること、さらに、増収後のXの収入によっても、算定表により算出される標準的な月額養育費の額にほとんど差はなく、なお、本件養育費約定により合意された月額養育費の額が、Xの収入に比し、高額で

あることに変わりはないことなどをも斟酌すれば、上記説示のとおり、減額変更を認めることはやむを得ないというべきである。

そして、本件は公正証書をもって当事者間で合意された本件養育費約定に定める月額養育費の額を減額変更するものであることに加え、本件公正証書作成の経緯、別居後の当事者双方の生活状況、本件調停の経過、その他、算定表による標準的な月額養育費の額や、Xが平成16年5月から平成17年2月まではほぼ1年近く本件養育費約定に定められた二人分の月額養育費14万円を支払い、平成17年3月以降現在までは毎月9万円を支払ってきていることなど、本件一件記録によって認められる諸事情を考慮すると、XがYに支払うべき養育費を、一人月額4万5,000円、二人分計9万円に減額変更するのが相当であり（ちなみに、この額は、算定表による標準的な月額養育費の1.5倍に相当する。）、また、本件における養育費の減額は、本件養育費減額調停が申し立てられた後である平成17年3月から減額されるものとするのが相当である。

2 期限の利益喪失約定に関するYの主張について

なお、Yは、Xが、本件期限の利益喪失約定（本件公正証書第3条）により、既に分割払の期限の利益を喪失するに至ったものであり、遅滞額および将来にわたる未払月額養育費の各合計額を一括して支払う義務を負っている以上、もはや養育費の減額を請求する余地はない旨主張する。

養育費は、その定期金としての本質上、毎月ごとに具体的な養育費支払請求権が発生するものであるから、そもそも本件期限の利益喪失約定に親しまない性質のものというべきであり、また、養育費の定期金としての本質から生じる事情変更による減額変更が、本件期限の利益喪失約定により許されなくなる理由もない。そして、本件において

は、平成17年3月以降XがYに支払うべき養育費を、一人月額4万5,000円、二人分計9万円に減額変更すべきことは上記説示のとおりであるから、Yの上記主張は失当と言わざるを得ない。

コメント

1 養育費の減額請求が認められるだけの事情の変更の有無

本件においては、養育費の減額請求を必要とするだけの「事情の変更」があったとして、養育費の減額請求が認められた。裁判所はその理由として、公正証書によって定められた養育費の額が義務者の収入と比して非常に高額であり支払の継続が困難であることや、公正証書作成の経緯等を挙げている。

2 期限の利益喪失約定の効力

養育費は、子の生活の維持に充てるための費用であり、その性質上定期的に支払われる必要がある。また、将来的に予測不可能な事情変更が生じる可能性もあり、定期払が原則とされる。

本件においては、公正証書において養育費に関する期限の利益喪失約定が定められていたが、裁判所は、養育費の定期金債権としての性質に照らし期限の利益喪失約定に親しまない性質のものであるとして、かかる約定があったとしても減額請求をすることは妨げられないと判断した。